

社会福祉施設における クラスター（集団発生）サーベイランスについて

I～IVについてご協力をお願いいたします。

I 平素から、利用者及び職員等がインフルエンザ様症状*もしくは新型コロナウイルス感染症を発症した時は、直ちに、かかりつけ医や嘱託医等に受診するよう勧奨してください。

* インフルエンザ様症状とは、一般に38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳）をいいます。

II また、利用者やその保護者等に対しては、インフルエンザもしくは新型コロナウイルス感染症と診断された場合には速やかに施設に連絡するよう周知してください。

III 下記に該当する場合、社会福祉施設の管理者は保健所に連絡してください。

【インフルエンザ】

- ① インフルエンザによる死亡者が発生した場合
- ② インフルエンザによる入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- ③ インフルエンザ様症状の方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- ④ 上記に該当しない場合であっても、インフルエンザの集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合

【新型コロナウイルス感染症】

- ① 新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症が疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

IV 保健所は、施設を対象として積極的疫学調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

■インフルエンザウイルス遺伝子検査について（新型コロナウイルス感染症は実施なし）

保健所は、施設内での有症者の発症状況、簡易キットの検査結果などを調べ、インフルエンザの集団感染の疑いがある場合には、有症者のうちの1～2名程度について、対象者に対し、本調査の目的並びに方法等について十分に説明し、同意を得た上で検体の採取を行い、遺伝子検査を実施します（有症者全員に検査を行うわけではありません。）。本調査で得られた個人情報、法令等に基づき適切に管理し、保健所から無断で第三者へ提供されることはありません。

■インフルエンザウイルス遺伝子検査の結果について

収集した検体については、インフルエンザの亜型（A型、B型など）を調べます。結果は速やかに施設に通知します。亜型の種類に関わらず、インフルエンザの集団発生事例として、保健所と連携し対応していただきます。

※ウイルス検査は、都内におけるインフルエンザの流行が確認された段階（都内における定点医療機関当たり患者報告数が1.0を超えた場合）まで実施します。

保健所への情報提供及び調査にご協力をお願いします。

東京都保健医療局